

告示

埼玉県告示第千三百七十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年十二月八日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオヒロ上尾東店

埼玉県上尾市大字上尾村字向原千三百番地一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）カワチ薬品上尾東店

埼玉県上尾市大字上尾村字向原千三百番地一

（変更後）ヤオヒロ上尾東店

埼玉県上尾市大字上尾村字向原千三百番地一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社カワチ薬品 代表取締役 河内伸二

栃木県小山市大字卒島千二百九十三番地

（変更後）株式会社ヤオヒロ 代表取締役 今井博幸

埼玉県上尾市弁財一丁目五番三十号

ハ 変更年月日

平成二十七年十一月五日

ニ 届出年月日

平成二十七年十一月二十五日

二 縦覧期間

平成二十七年十二月八日から平成二十八年四月八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十七年十二月八日から平成二十八年四月八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課